

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 3 年 3 月 22 日

山辺町長 遠藤 直幸



記

1. 協議の場を設けた区域

中地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 3 年 2 月 19 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

- | | |
|-------------|--------|
| ・法人 | 0 経営体 |
| ・個人 | 12 経営体 |
| ・集落営農（任意組織） | 0 組織 |

4. 3の結果として、当該地区に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが、十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

今後必要に応じて中間管理機構の活用を検討していく。

6. 地域農業の将来のあり方

中山間地域であり後継者不足及び農家の高齢化が進んでいるため、稲作は棚田への集約化を進め、自然乾燥米の「棚田米」、モンテディオ山形の協力を得た「モンテ米」への取り組みを継続して高付加価値化を図り、山菜栽培による加工品の商品開発に取り組み、生産性及び農業所得の向上を図っていく。

また、耕作放棄地が増える傾向にあるため、地域での話し合いを継続しながら、担い手の確保と利用集積を進めていく。